

賛助会員規程

令和4年10月14日 規第18号

改正

令和5年1月14日 規第19号

改正

令和5年12月4日 規第20号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本財団母乳バンク（以下「バンク」という。）定款第42条の規定に基づき、バンクの賛助会員（以下「会員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、バンクの活動目的に賛同し、年会費（以下「年会費」という。）を納入するドナーミルクを使用する法人で、理事長の承認を得た者とする。

(申込)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の様式により理事長に申し込むものとする。

(会員の種類及び年会費)

第4条 会員は別表に定める種類により年会費を納入する。

2 年会費は毎年4月末日までに、当年度分をバンクの指定する口座に一括して振り込むものとする。

3 事業年度開始後に入会する場合は、入会申し込みと同時に当年度分を納入するものとする。

4 既納の年会費は、返還しないものとする。

(会員資格の有効期間・継続・変更)

第5条 新規入会会員の会員資格の有効期間は入会日より翌年3月31日までとする。

2 次年度の会員資格の継続を希望する会員は、次年度初月である4月末までに、次年度の年会費を所定の方法にて納入するものとする。同日までに納入がない場合は、有効期間の満了日をもって会員資格が失効する。但し、会員資格の継続を希望する者が、バンクに継続を希望する旨の連絡を行った上で年会費を納入した場合には、年会費の納入日をもって会員資格の継続が有ったものとみなす。

3 会員種別の変更を希望する会員は、有効期間の満了日である翌年3月31日までに所定の様式により変更を届け出し、次年度初月である4月末までに、新しい会員種別の年会費を納入しなければならない。

(報告)

第6条 バンクは、会員に対し、定時に事業報告及び決算報告をするものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとする。

(1) 退会したとき

- (2) 除名されたとき
- (3) バンクが解散したとき

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするとき、その旨を所定の様式によってバンクに届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事長の承認を得て除名することができる。

- (1) バンクの名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は理事会の決議に違反した行為があったとき
- (3) ドナーミルクの適切な取り扱いがされなかったとき
- (4) その他、理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合

(特典)

第10条 会員は別表に定める特典を受けることができる。

- 2 会員が特典のドナーミルクの提供を受ける際には、必ずバンクの公式ウェブサイトのドナーミルク注文フォームを用いて注文しなければならない。
- 3 バンクから会員へのドナーミルク配送料は、バンクが負担するものとする。
- 4 特典の提供期間は、第5条第1項の有効期間と同じとする。
- 5 当該会員資格に規定される提供量を超えてドナーミルクの注文を行う場合には、翌年度も当該年度と同等以上の会員区分での会員を継続することを条件に、当該年度超過分を翌年度の会員特典の提供量から控除する形で注文することができるものとする。

(ドナーミルク取扱いの遵守)

第11条 会員はバンクが定める「ドナーミルク取扱いガイドライン」に則り、適切にドナーミルクを取り扱うことを遵守する。

(秘密保持)

第12条 会員はドナーミルク使用に関し知り得た諸事項を、バンクの書面による了解を得ずに第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項に違反してバンクに損害を与えた場合は、その損害に対して賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 会員はバンクから開示、提供された情報及び資料に、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報が含まれる場合、同法に準拠して当該個人情報を取り扱うものとし、正当な理由なく、第三者に開示、及び漏洩せず、また、本件業務実施以外の目的で使用しない。

(損害賠償)

第14条 会員はドナーミルク使用に関し自らの責めに帰すべき事由によりバンクに損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負うものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第15条 会員はドナーミルク使用に基づく権利または義務の一部または全部を相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡し、または担保に供する等の処分をしてはならない。

(権利の喪失)

第16条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した年会費、その他バンクの資産に対して何ら請求することができない。

(周知)

第17条 会員は、バンク及びバンクが認める母乳バンク業務を推進する法人が公式に所有又は発行する媒体（ウェブサイト、パンフレット等）において、ドナーミルクを使用する法人として法人名称等、会員が一般的に公開している情報を掲載することを了承するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則（令和4年10月14日 規第18号）

この規程は、令和4年10月14日から施行する。

附則（令和5年1月14日 規第19号）

この規程は、令和5年1月14日から施行し、令和5年2月1日から適用する。

附則（令和5年12月4日 規第20号）

この規程は、令和5年12月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別表) 会員の種類と年会費およびその特典

会員の種類	年会費	特典
ドナーミルク使用施設会員A	1,000,000円	(1) ドナーミルクの提供 (年間600以上無制限) (2) レシピエント用冊子等の必要部数の送付 (3) バンクが発行する定期刊行物の配布 (4) バンクが主催するセミナー等への優先案内
ドナーミルク使用施設会員B	900,000円	(1) ドナーミルクの提供 (年間600まで) (2) レシピエント用冊子等の必要部数の送付 (3) バンクが発行する定期刊行物の配布 (4) バンクが主催するセミナー等への優先案内
ドナーミルク使用施設会員C	600,000円	(1) ドナーミルクの提供 (年間400まで) (2) レシピエント用冊子等の必要部数の送付 (3) バンクが発行する定期刊行物の配布 (4) バンクが主催するセミナー等への優先案内
ドナーミルク使用施設会員D	300,000円	(1) ドナーミルクの提供 (年間200まで) (2) レシピエント用冊子等の必要部数の送付 (3) バンクが発行する定期刊行物の配布 (4) バンクが主催するセミナー等への優先案内
ドナーミルク使用施設会員E	150,000円	(1) ドナーミルクの提供 (年間100まで) (2) レシピエント用冊子等の必要部数の送付 (3) バンクが発行する定期刊行物の配布 (4) バンクが主催するセミナー等への優先案内
ドナーミルク使用施設会員F	100,000円	(1) ドナーミルクの提供 (年間50まで) (2) レシピエント用冊子等の必要部数の送付 (3) バンクが発行する定期刊行物の配布 (4) バンクが主催するセミナー等への優先案内
ドナーミルク使用施設会員G	無償	(1) ドナーミルクの提供 (年間20まで) (2) レシピエント用冊子等の必要部数の送付 (3) バンクが発行する定期刊行物の配布 (4) バンクが主催するセミナー等への優先案内